様式第２号（第５条関係）

指令　　第　　号

補助金交付決定通知書

　　　　所在地

申請者　法人名

　　　　代表者

年　月　日付けで申請のありました出雲市高齢者施設等防災・減災対策推進事業補助金については、次のとおり決定しましたので出雲市高齢者施設等防災・減災対策推進事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

年　月　日

出雲市長　　　　　　　　印

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助年度 |  | 補助金の名称 | 出雲市高齢者施設等防災・減災対策推進事業補助金 |
| 補助事業の名称 |  |
| 交付金額 | 円 |
| 補助の条件 | 裏面の条件のほか、出雲市補助金等交付規則(平成17年出雲市規則第38号)及び出雲市高齢者施設等防災・減災対策推進事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。 |

上記の交付決定に不服のある場合は、この通知書受領の日から7日以内に文書で取下げをしてください。

（補助の条件）

1　補助事業の内容を変更(補助目的の達成に支障を来すことのない事業計画の変更又は補助対象事業の経費の総額の20パーセント以内の減額の変更を除く。)する場合は、市長の承認を得なければならない。

2　補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を得なければならない。

3　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。

4　補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

5　補助事業を行うために締結する契約は、一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続きの取り扱いに準拠しなければならない。

6　補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

7　この補助金に係る補助金の交付と対象経費とを重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金の補助金の交付を受けてはならない。

8　補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下｢令｣という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

9　市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部または一部を市に納付させることがある。

10　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

11　補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第5号)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。な、補助事業を実施するもの(以下｢補助事業者｣という。)が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

12　補助事業者は、補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の処分が完了する日又は令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。